---「発生主義」損益計算への指向とその挫折---

久 野 秀 男

目 次

- 1. 開 題
- 2. 創業(入)費の資産計上とその償(消)却
- 3. 試験費 (試験研究費) の資産計上とその 償(消) 却
- 4. 減価償(消)却の端緒とその展開
- 5. 諸抵当 (引当金) の開設:「滞貸抵当」・ 「利戻抵当」・「仕払利足抵当」(「仕払

未済利息抵当」)

- 6. 「偶発債務損失引当金」の開設
- 7.「補正勘定」の経緯:発生主義から現金主義へ
- 8. 銀行会計における現金主義の伝統とその改正: 再転して発生主義へ

1. 開 題

わが国における株式会社の会計実務,その「記録」・「報告」の両領域にわたって実証的に考察した場合,明治初年以来今日まで,大筋において果たして進歩・改良の跡が認められるであろうか。筆者(久野)は,率直にいって疑問に思っている。

第一国立銀行をはじめとする各国立銀行, 横浜正金銀行,日本勧業銀行,日本興業銀行, 日本銀行,さらには,明治三十年代以降の普 通銀行等の金融機関の財務諸表制度の実況 を,今日の株式会社の財務諸表制度の現況と 比較した場合,そこに果たして進歩・改良の 跡が認められるであろうか。特に,国立銀行 に始まるわが国の銀行の場合でみると,すで に『わが国財務諸表制度生成史の研究』(学習 院大学研究叢書15・第一法規出版),その他の論 文で実証してきたように、「損益 および利益 な処分 (提示) 結合計算書」に始まり、「損益および利益金処分 (提示) 混合計算書」となり、さらに、一転して「損益および利益金処分財 源調整混合計算書」となり、さらに 再 転 して、昭和三年以降、「損益 および 利益金処分財 が源調整結合計算書」となっていったプロセスは、まさに一歩前進・二歩後退であった「現合の株式会社の会計報告書のうちで、「損益 および利益金処分財源調整結合計算書」にほかならず、本は分財源調整結合計算書」にほかならず、本会分財源調整結合計算書」にほかならず、本会分財源調整結合計算書」ではない。この「損益計算書」ではない。この言味の「損益計算書」ではない。この言味の「損益計算書」ではない。この言味の「損益計算書」ではない。これ以上は再説しない。

ここにいう先駆的株式会社とは、明治二十 三年三月制定の原始商法以前に創業し、現在 に継承されてきた代表的な諸会社を指してい る。第一国立銀行をはじめとする各国立銀行 や横浜正金銀行,日本銀行,日本通運株式会社の前身であった内国通運会社,日本郵船会社,小野田セメント製造会社等である。

筆者(久野)がしばしば指摘してきたように、これらの先駆的株式会社の会計実務は、「簿記技術」・「会計処理」・「会計報告」・「決算公(広)告」のそれぞれの分野において、いずれも驚くほどの高い水準にあった。

明治 六年 十二月刊行 の『銀行簿記精法』 (大蔵省刊),わが国最初の複式簿記書であると ともに優れた国立銀行の「記帳マニュアル」 となったこの簿記テキストは別格として,同 時期の『帳合之法』(慶応義塾出版局刊)をはじ めとする簿記テキストは,大部分が米国の初 級簿記書の翻訳か翻案であり,そのレベルは 極めて低く先駆的株式会社の簿記実務とは何 の関わりももってはいない。たとえば,「仕 訳帳」を例にとってみよう。

簿記テキストの場合では、例外なく "old Italian system"といわれた「単一仕訳帳制」 であるのに対して, 国立銀行の場合では先の 『精法』に従って,「日記帳」・「増補日記帳」・ 「日締帳」からなる「複合(分割)仕訳帳制」 所謂 "new Italian system" であった。この 場合の「増補日記帳」は当座預金に専用の仕 訳帳であり、また「日締帳」は為替未済取引 に専用の仕訳帳であった。 さらに、明治十年 代に入る と,「収納伝票」・「支払伝票」に 加 えて「振替伝票」が工夫され、ここに「三伝 票制」が完成する。この伝票制の普及がわが 国の簿記実務に英米型の「複合 (分割) 仕訳帳 制」を普及させなかった主因ではなかったか と思われる。簿記テキストの上では、次第に 「複合(分割)仕訳帳制」が取り入れられるの であるが、これは主として米書の物真似によ るものであって、わが国の簿記の実務とは何 の関わりももたない。あくまで「実務は実 務」、「テキストはテキスト」なのであり、明 治初年以来のこの悪しき伝統は、今日に至る まで少しも改まってはいない。ちなみに、明

治八年十月開業の日本郵船会社の初期の帳簿 の システム は、「現金出納仕訳帳」と「普通 仕訳帳 | からなる「複合(分割)仕訳帳制 | で あったが、当時の簿記テキストではまだ「単 一仕訳帳制」のレベルであった。かかる事例 はいくらもあるが,そのよってきたる原因は, おそらく次に述べる事情による。わが国の簿 記テキストの種本となったものは、前述のよ うに主として米国の初級簿記書であり, ひろ く教育の面でも「商法講習所」(一橋大学の前 身)と米人宣教師ホイットニィーとの関わり にみるごとく、米国の影響が圧倒的であった のに対して、簿記・会計の実務の側面では、 これはまた英国実務の影響が圧倒的に大きい のである。英国簿記書からの直接的な影響は 皆無ではないのだろうが、多くは認められな いように思う。

以下,ここでは「簿記技術」・「会計処理」・「会計報告」・「決算公(広)告」のうち,特に「会計処理」の側面から,その「先進性」とその「退行現象」とを明らかにしたいと思う。「会計報告」に関してはすでに述べた。また,「決算公(広)告」に関しても別に述べた。ここでの主要な検討事項は,繰延資産の計上とその償(消)却,固定資産の減価償(消)却,引当金の開設,「補正勘定」の開設(見越計算・繰延計算)とその廃止,銀行会計における「発生主義」の退行と「現金主義」の伝統および「発生主義」の復活である。

2. 創業(入)費の資産計上と その償(消)却

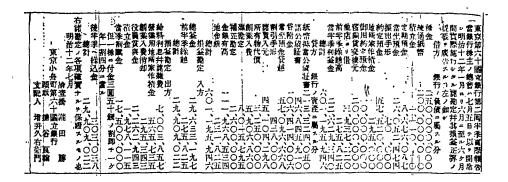
第一国立銀行・第一回決算(明治六年下半季)では、「半季実際報告・第二書式」(利益金処分前貸借対照表)の「借方」に「諸抵当公債証書」につづく第二番目の大科目として「創業入費」がみえている。ただし金額の記載はない。この会計報告書と一対をなす「半

		140	新	Ħ	日	1	T T				Ħ	Ł	+	月	#	介	=	+	Ҟ	明	7	(+m	l		
	配人 液 田 一	前 阿爾役 本多 副元	東京第四十四國立銀行	明治十二年一統計	季集3.6 五二、七七四厘五毛六	但变体。付金三四式拾贰钱之割车资割年率割属金	***************************************	業費清却 ー、○五五、七四料巻緒台諸難費 四五、六一四、七一	粮益金 北八、四〇一、八四一 粮益金	頂部 経 数 定	等定		施模技	入金 元 [統外抵當公債証	は方 銀行ノ資産 一、七十	华承统 经	佛设于手下 	三一王 この2	金作方、銀行ノ負債	損益正算ノ提裏ヶ廣告スルコ	十一日ニ至ル五ケ月間質際施行シタル諸の中間・十一年八月一日のリ十二月三日	了後世ノ身守は一月十二日を以た四十四國立銀行師登回世際報告		
		周	*	H	B	Ú	×				Ħ	Ņ	11	月	毕	作	=	+	¥	9 7)	=1	t		,	
董 檢連	立象行	割組合制	放进 方二千五百四	4	ij	念于五百圆	عرب ا	金月百四 建筑用積金 新家人會們到		金二万七千三百三十一八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八		十一国十七段(總 至	的企力 気軽チニ	#下動定 一、一三二一〇六 一、一三二十〇六	常座預金貨差・一、三〇〇〇八八八八	諸 取入 元 金 一 九 、 五 六 五 六 六 二 一 会 所 会 一 し 、 元 六 五 六 六 二 一 会 の に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に		金銀育高 五六、三十四五七七	ます。現で、現を建づる BAレントラー 関ラ・関を建づる BAレントー 二一三〇二一 第年季和金金 一七 三三八八七一	前半季綠牌高 二三九七六五	仕携未 持倉 替手形 八〇〇〇〇 パンドラ スコン	第聖預金 一門、十四門〇五〇	建築用積金 ニニ四〇〇〇〇	林位 一种位于 銀行	所明治十一年下半季諸勘定及實際事務ノ頻常銀行株主ノ總督ハ本月七日チ以テ開席レ常銀行株主ノ總督ハ本月七日チ以テ開席レ常銀行株主「概立銀行第二同半季實際報告」
		· M	新	18 1	Ħ	献	黨.				Ħ	ΊL	#	月		年	=	+	治	明	7	it t	;		
おおして、「おり、 一年の	119 一株三付金六四ノ割割	夏萬五千四 五百二十四 五百二十四 五十二十四 五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	八百八拾	金三百七拾四 諸役員賞與金貳千七拾四 諸役員賞與	- 蛛清金邓斯千到舒四國大舒四級三國一 內	四四拾五錢五厘 前半季綠越金	· 金七百圓	給料	金片工匠或拾成 法预金利足手數料金二千三百或拾成 法预金利足手數料	内化线九厘() 梭	二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	税 業 計費	近,000 000 近,000	二三二、六五八二三二二二二二、六五八	一九八、六	九九、二 代資産ノ権が	五八一、山	! *:0	т Е - С Емс		的一九九八八	株金 二五〇、〇	15是要い立と如り、「『一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一	一日の以テ株主ノ總合テ開席シ明治十一年第二十國立銀行當任ノ明政収締役へ水月十	(1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7

人 教取團都化 接上 一面 大 王 王 士 去 王 大 里原示 0 - 四面 三 公 大 五 二 公 了	借方 銀行ノ負債義務ニ働スル借方 銀行ノ負債義務ニ働スルの北京・北京公司の主要の10年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年
--	--

明

新日日对京 目沈十月七年二十分明 七十五百六



维帮關新[日]日京京 | ___ 日九十月七年二十前即

是五台三价瓜園	元 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	拉西四人即亚七	子或百九十二圆 一方:銀行資產權利。 一方:銀行資產權利。 一方(四三國 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	金元十五国 定规系金 定规系金 全	では、 のでは、
	金 随	in the second se		金五百以十四 金米季配常の金五百以十四 金米季配常の金五千四 金米季配常の金担三四四拾五銀管座、後米季除起高石管借ノ勘正系及損塞ノ計算途空ノ上産資	內 金百二十四 金百二十四 金百二十四 《 《 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

開薪日日京東 日一廿月七年二十份明 平十六百六

市士二年 東京第二世 東京第二世 北京 東京第二世 北京 東京第二世 北京 東京第二世 北京 東京第二世 北京 東京第二世 北京 東京第二世 北京 東京第二世 北京 東京第二世 田田田田一十銭 大四十四四十十四四十一段十四四十一段十四四十一段十四四十一段十四四十一段十一段十一段十一段十一段十一段十一段十一段十一段十一段十一段十一段十一段十	白 中尾 金
--	----------

世界

治 確借	被第二个 电子	總字字和總梁正正的 字字和總子字的 對 與	·入預金债账銀行 元 · 配當 高低計 金金 群公 方	宇宙は那時相型期 季季10 預銀代手預預 操監告 金手取 金金 高金・1 形立	紅丹金 , 其當處子第 際位
仝仝仝 坂明 賀保 日 賀保 日 賀保 日 賀保 日 賀保 日 日 日 日 日 日 日 日 日	元	を M	銀行資産を一工工の工工の工工の工工の工工の工工の工工の工工の工工の工工の工工の工工の工工の	- - - - - - - - - -	
		四五八 六四七八八 〇〇九 十三八六二 三八四 二五三九五 二七五 〇〇九六 L	100元八二二一スー	- コー六〇〇〇〇五 II - ヘビ丸へ〇〇〇二五	つつ、〇と 報制し数

舞用開新日日寂寞 日九廿月七年二十始明

治十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	· 間 株 割 級 交 息 数 。	金額物營〇 金〇. 有 ·立消器損計 損割高 ·金却并益 益	代貨費元一証治於割線盆積值 一番公方(商金金 資品)。 一種。	が正店連邦以借合金 提用計画を を助き利用金額では を助き利用金額では のでは、 の
支配 投	横盆/計算確全/計算を入り、 一次四二三〇八 一次四二三〇一 一次四二三〇一 一次四二三〇一 一次四二三〇一 一次四二三〇一 一次四二三〇一 一次四二三〇一 一次四二三〇一 一次四二三〇一	九八一一 五五 三八 三〇五七 五五 八〇	が、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	四〇九万〇〇〇八 横三列都

季利益金割合報告・第五書式乙」(損益および 利益金処分提示結合計算書)の「借方」には、そ の冒頭の費用の大科目「諸入費」の内訳科目 の第一番目に「創業入費」6,096円35銭がみ えている。

「貸借対照表」の資産の側に「創業入費」 を資産計上しながら金額の記載はなく、「結合計算書」に「創業入費」を費用に計上して 金額の記載をしている。これは一体どうした ことか。おそらくは、次のように解釈する以 外にはないように思われる。

監督官庁であった大蔵省当局は、第一国立銀行につづいて開設される予定の各国立銀行の「法定雛形」としたいという意味合いでは、「創業入費」を資産計上させ爾後その償(消)却(利益金処分償却)をさせる方針であったが、第一国立銀行のこの第一回決算については、その間の事情は必ずしも定かではないが、「創業入費」の全額を費用に計上させた。つまり、「第二書式」の「半季実際報告」と「第五書式乙」の「半季利益金割合報告」とは、明らかに「法定雛形」を予定したものであった。ちなみにこの時期の決算は同行だけである。

後に多数にのぼった国立銀行(その数153行) の簿記のマニュアルとなった大蔵省銀行局編 纂『銀行簿記例題解式』(明治十四年八月刊)で は、次のように述べている。

「創業入費ハ,素ヨリ損益勘定へ属スベキモノナレドモ該費金タルヤー時頗ル多額ヲ要シ一季ノ利益ヲ以テ之ヲ償却スルハ実ニ難シ依テ毎季利益金ノ幾分ヲ以テ之ヲ逓減消却スルモノナリ故ニ該費ハ損益勘定ノ範囲外ニ置ク」

この取り扱いは、各国立銀行で実施された。ここでは、明治十二年一月と七月の「東京日日新聞」の紙面にみられる第四十四国立銀行・第壱回その他の『決算公(広)告』を33頁~36頁に示すことにする。

これらの『決算公(広)告』について、若干 私見を述べておこう。

「第四十四国立銀行・ 第壱回実際報告」で は、「創業入費」11,803円6銭9厘を資産計上 しているが、「損益勘定」では、収益を一括 して「総益金」として報告し、費用もまた一 括して「給料営繕丼諸雑費」としている。こ の一括した 費目の 次に「創業(入)費 消却」 1,055円74銭3厘と「賞与幷交際費」1,583円 61銭4厘とを掲示している。この二項目は、 「損益項目」と「利益金処分項目」との「中間 領域の項目」という感覚で捉えられているよ うに思われる。「創業(入)費消却」をこのよ うに取り扱った事例としては、次の「第三十 国立銀行・第二回半季実際報告」がある。そ の「損益勘定」をみると、「総益金」から「利 払其他諸入費」を差し引いて「利益金」を計 算し、「創業入費消却」ほか二項目を差し引い て「純益金」を計算し、この「純益金」につ きその処分を提示している。第四十四国立銀 行の場合よりも一層その旗幟が鮮明である。 かかる「中間領域の項目」ないし「準利益金 処分項目」として取り扱われている項目とし ては、「創業入費消却」・「役員賞与金」のほ かに「建築用積金」・「所有物消却」・「営業用 地所家作積金」・「営業家屋什器消却」・「建築 費積立金」がみられる。ただし、「第百四国 立銀行・第二回実際報告」の場合では、項目 の並べ方が 無秩序でなんとも 評し難い。「創 業入費」等のかかる取り扱いは,これらが大 蔵省の要認可項目であったためである。従っ て,「利益金処分 前貸借対照表」に 報告され ている「創業入費」は、「当期分に つき 未償 (消) 却」の状態にあったのである。特に注目 すべきである。この点については後にも述べ

『決算公(広)告』の側面だけでなく、国立銀行が大蔵省に提出の「半季実際報告」の実況からも、同様に「創業入費」の資産計上とその償(消)却の実況を窺うことができる。手

持の資料としては、『第十七国立銀行 半季実際考課状綴』がある。同行の「半季実際報告」の「貸方」には、「政府へ貸」、「人民へ貸」、「雑勘定」、「他店へ貸」、「補正勘定」、「銀行所有物」につづく大科目として「創業入費」が資産計上されている。ただし「利

入費」が資産計上されている。 ただし「利益金処分前貸借対照表」なので「当期分の償(消) 却」は済んでいない。「半季利益金割合報告」には、「損失並諸費」という大科目の次に「創業入費」、「所有物償却」、「役員賞与金」が掲示してあるが、これらの三項目はいずれも大蔵省の要認可項目である。これに次いで「純益金」とその処分(提示)内訳項目である「積立金」、「割賦金」および「後半季繰込高」が提示されている。

なお、明治十年六月改正の「法定雛形」では、「創業入費」・「創業入費償(消)却」ともに示されていない。

また、明治二十三年三月制定の原始商法は、創業費(設立費と開業費)の規定を悉く欠いており、設立費については昭和五年の法改正を、また開業費については昭和四十九年の法改正を待たねばならなかった。原始商法の制定の直後の同年十二月に出版された大場多市著『増補・実用銀行簿記例題』の「本店の部」・「諸勘定記入方心得」では、次のようにいう。

「創業入費ハ是迄ハ毎半季利益金ノ内ヨリ 適宜ニ消却シ来リタレトモ商法実施ノ今日 ニテハ然カナスコト能ハス依テ創始ノ半季 ニ於テ悉皆損失金トナササルヲ得ス」

国立銀行の改正「法定雛形」に準拠した横 浜正金銀行のケースを紹介しておこう。同行 は、明治十三年二月九日に創立証書と定款を 大蔵大臣に提出し、同年二月二十八日に開業 した。第二回決算(明治十三年下半季)の「半 季実際報告」と「半季利益金割合報告」は、 次頁のとおりであった。 「実際報告」という名称の「利益金処分前貸借対照表」の貸方側には、その七番目の大科目として「創業入費」17,264円3銭7厘が資産計上されている。また、「利益金割合報告」という名称の「損益および利益金処分(提示)結合計算書」の貸方側には、「損失并ニ諸費」と「利益金処分計算」との中間に「創業入費消却」1,000円、「所有物消却」2,500円、「役員賞与金」10,000円の三項目が並んでいる。国立銀行の場合とまったく同じである。

明治十五年十月に 創業の 日本銀行 の 場合も、まったく同様である。「東京日日新聞」にみられる 同行の『決算公(広)告』をみると、明治十七年二月二十八日、同年八月十九日、明治十八年二月二十五日および同年八月十九日に、それぞれ第三、四、五および第六回の『決算公(広)告』がなされている。「創業入費」を 資産計上し、「利益金処分」によって償(消)却を実施して第五回までに完了している。

小野田セメント製造会社は、明治十四年三月から明治十八年六月までを一期として第二回決算を行ったが、その「第二回総括勘定」の「貸方・会社ノ資産権利=属スル分」では、「興業費」につづいて「創業入費」11,999円6銭9厘を資産計上した。この「創業入費」は、第五回までそのまま引き継がれるのであるが、第六回決算報告(明治二十一年上半期)では、「前期迄ノ損金ハ悉皆消却スルヲ得テ猶残金千七百余ヲ創業費目中ニ消却セリ」と述べている。同社の「損益勘定」という名称の「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」の末尾は、次のようになっている。

	入方・合計		28375 • 43 • 7
	出方·合計		16849 • 89 • 7
	当其	用利益金	11525 • 54 • 0
内,	21年5月渡	配当金	2000 • 25 • 0
	21年 臨時	配当金	571 • 50 • 0
	前期損金へ消		7183 • 83 • 1
	創業入費へ流	当去1	1766 • 95 • 9

構溶正金銀行明治十三年下华季實際報告	米米	遊	7	仝	绀	行	BH	汝	+	=	숖	下	쓰	季	讆	際	厀	拼	
--------------------	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

抽	₩.	- 1	Á	總官	t	抽	噩	金	Ø	絶言	H.
1/4)	#	子女士女子女士		イズナ英十五十五十五				千萬十萬千萬十日		千百十萬十百十	
政府■	, ft					、 政 府 へ					
即用报金		788,444				金札引换公债证1	•	1,001,550	1		1
10 月化排泉行手	第	270,600	1			金札引换公债证据		4,700			١.,
间用别数强金		976,542	771			孩 > 合 贷 金	***************************************	650,000	000	1,656,250	00
ミケ合借入金…		605,361	446	2,590,348	977	_人 兵 ~		ł	١.		
						货赠金		1,288,595		ļ	ı
				i		當出預会贷起		838,489	1	1	1
			l	•	1 1	當所到引手形		23,124			
		i	1	i		一時預ヶ金		18,674	699		1
人民业	7 10					海外荷湾摄货金		976,542	771	1	
		61,908	541	ĺ		預を合質附金		270,788	193	2,866,209	8
1 库报金		204,606	574					ŀ	1		l
2出手形		60,000	000		ļ	米國紐實出	英質 _	1		l	
		336,252	711	862,767	826			İ		55,192	1
· · · · · ·		} `			l	大坂田	裏 所	1		i	H
		1	1]			l	ł	78	8
		l				粉ェギ	定	1	1		
			1	l					1	114	14
		1	l		'	銀行 所?	f th	l	1	l	1
		ļ		3	1	並所		5,86	776	l	1
		l	Į.			家作土 邀		27,78	793	f	ı
林主	7 M	1	i	ļ.		# #		1,08	851	84,688	
		9	1	8,000,000	000	11 集 人		l	ł	i	į
			1							17,264	١,
		ĺ	1	ł	[維 禁	定	{	ŀ	1,,,,,,,,,	1
			l		1			1	1	10,622	١,
		l l	l		,	会領有	*	l		10,012	1
		l	ĺ	l		独用班金		738,44	760	1	ŀ
提整	5	1		l		4 4				l	
	- <u></u>	168,469	075	1		銀貨			1	1	1
		1	1	180,792	904	紙幣				I	1
********	••••••	1		100,102		化店 # 手 形			888	I	İ
		1	ŀ	l	!	外員貨幣开地金			785	1,793,488	١,
		L	Ц	ļ	 	A M A N A M A		1	1		-}-
				6,433,909	707					6,433,909	. 3

横濱正金銀行明治十三年下半季利益金割合報告

4.34	त्ता	金割	Ñ.	舱 图	Ħ	拡 要	★ 1	Ã.	株 1	Ħ
拱	要	千百十萬千百十日		4百十萬千百十百		1N ×	千百十萬千百十里		4万十萬千百十元	I
手散将 交換打步		91,934 44,263 650 3,480 16,140 87 3,348	140 562 739 770 771 305	184,1∉1	838	<u>横失井 - 阵支</u> 項金 利 息 - 平 散 料 - 変 技 打 ウ - 給 料 - 放 喪 - 時 校 - 機 権 - 編 章	8,644 600 8,258 7,270 294 79 202 4,787	691 598 721 391 802 623 740	00.400	
前辛季 類				17,823	829	本版	518	546	20,672 1,000 2,500 10,000	
						村 芸 会	18,800 127,901 15,491 7,100	639 265	167,202	
				201,465	162				201,465	1

なお, 原始商法の制定・一部実施に先立つ この時期の同社の「総括勘定」ないし「総勘 定」という 名称 の「貸借対照表」は、「利益 金処分済(後)」(post-appropriated) のものであ り、その財務諸表の体系は、「提示型」では なくて「宣言型」のものであった。この会社 の「創業入費消却残」・「創業入費消(償)却」 の実況については、「試験費消却残」・「試験 費消(償)却」の実況とともに41頁の「有限責 任・小野田セメント製造株式会社第拾三回総 勘定」および「損益勘定」を参照されたい。 明治二十四年下半期 のこの財務諸表は、「宣 言型」ではなく「提示型」に切り替えられて いる。明治二十三年三月の商法制定後であっ た。ただしこの時期はまだ商法は実施されて はいない。同社は、原始商法の一部実施(明治 二十六年七月) に 先立って「提示 型」への 切 り替えを断行した。

明治十二年四月,内国通運会社は,「明治 七年一月一日ヨリ同十一年十二月三十一日マ デ五ヶ年間即チ第一回ヨリ第六回ニ至ル内国 通運会社結算報告」を株主総会に提出した。

	第五	表								
第一回即]明治七年一月一日	ョリ同年十二月三								
十一日マデーヶ年間実際年報表(内国通運会社)										
摘要	借方	貸方								
資 本	七九四〇〇 〇〇〇									
準 準	九四〇〇〇〇									
貸附		一二三八三六九一								
懸向払		-t00000								
出店元金		九五七八三六四								
創業費		-0-0-EO-								
家 屋		二八四五一四五五								
什 器		七二六〇九〇三								
荷作品		三一五〇〇〇〇								
益 金	一二八一六九一五									
割賦金		一二八一六九一五								
金 銀		七七一四三八六								
総計	九三一五六九一五	九三一五六九一五								

その第五表「第一回即明治七年一月一日ョリ 同年十二月三十一日マデーヶ年間実際年報 表」は、左下のとおりであった。

「創業費」10,101 円 30 銭 1 厘が み え ている。その償却の実況については、手持の資料では判然としない。

3. 試験費(試験研究費)の資産計上と その償(消)却

小野田セメント製造会社の第八回決算報告 (明治二十二年上半季)では、その「第八回総勘 定」という名称の「利益金処分済(後)貸借対 照表」の「貸方・会社ノ資産ニ属スル分」に 「試験費」9,516円32銭4厘を報告している。 「創業入費」の場合と同様に「繰延資産」と しての「試験研究費」の計上である。商法上 かかる「試験研究費」の貸借対照表能力が認 められたのは、周知のように昭和四十九年の 法改正によってであり、この間に相隔たるこ と実に一世紀であった。

この「試験費」は、次回決算で同社の「損 益勘定」という名称の「損益および利益金処 分(宣言)結合計算書」の末尾で「利益金処分」 によって償(消)却され,「前期試験費ノ内へ消 却」3,174円76銭7厘が報告されている。この 償却金額は、処分可能利益額5,175円1銭7 厘から明治二十二年十一月渡配当金 2,000 円 25銭(久野注、決算月の前月に配当金の支払いをし ている点に注目されたい)を差し引いた残額で ある。先の「試験費19,516円32銭4厘から この償(消)却金額3,174円76銭7厘を差し引 いた分が「総勘定」の「貸方・会社ノ資産ニ 属スル分」に「試験費消却残」6,341円 55 銭 7厘として報告されている。爾後もこの償 (消) 却はつづく。次頁では、先に述べた「創 業入費 | とこの「試験費 | の二つの繰延資産 がみえている「有限責任・小野田セメント製 造株式会社第拾三回総勘定」・「損益勘定」を 紹介する。財務諸表の体系として、「宣言型」

台	现金有高	銀行当座預ケ金	試験費消却残	贷 附 金	路仮払金	馬関用達所土地家 屋	器 株 式	公债証书	売掛未収金	未製造品	既製造品	創業人費消却残	外 業 費	货 方	g ·	前半期級越金	当半期利益金	慈恵金	職工預り金	役員並職工積金	第二類別段積立金	第一類別段積立金	粒 立 金	当座預り金	仮 受 金	借入金	株 金	借方	登田・小野田セメント製造
二三八、八六五三二六	四五〇七二二	ニ九五	三四五	Octr		四、七八六六六〇	五、九八七五〇〇	10,000000	1九、八九二八二〇	七四三八〇五	一四、四五五三四八	二三、〇三二六八〇	一二二、〇七九三四七	会社ノ資産ニ属スル分	二三八、八六五三二六	八四四七八八	九〇二二四三九	三五八七三七	OOO 班印尼	一、一三一四四二	五、三六〇〇〇〇	二二、二二七五〇	二三、七六五五〇七	四、〇三〇四五四	二、八五四二二〇	八〇、九五〇〇〇〇	八八、000000	会社ノ負債ニ属スル分	自明治廿四年七月 至同廿四年十二月 上製造材式会社館拾三回総勘定

計金	小 郑斯	就験費債却 株主配当金 (割ニ当 大工を)を株主に対する (割二当	小計金	田負置祭	陈 陈 紹	· 换便随	払雇 と利用 と子のよ	数 整 数 数 数 数 数 数 数	出方ノ部	計金	前半期繰越金	維 収 金:	受取利子金	沈從品代金	入方丿部	
		払い型日ヨリ配附が代表の人が							ap						ap	損益勘
四二、	≠ <u> </u>	ス日年(割老)	Ξ		- ;		Ŧ,	二四七		图二		- ,	-	三 /		定
三大三	八五七二六〇二〇	四九一九 九八一七)二五七一)〇〇二 ()〇〇五 ()〇〇五	五一五五八六	二 三三二〇八〇 六五〇〇一三 〇五〇〇二〇 〇五〇〇二〇 〇五六〇三〇	大二四 五五九四 三九九五 (三九九五)二〇一三)二四七七 (〇六五六	一二四六 (一六八四) (一六八四) (六五〇一((一七三二) (五七〇六)	七三五八	ニカリン・カーニカルの四カカス		三十八三	八四四七八八	ー七二七九六	八〇九三九八	ニニカミカ五		

から「提示型」へ切り替えられている点については、すでに述べた。

4. 減価償(消)却の端緒とその展開

第一国立銀行の『第四回半季実際考課状』 (明治八年七月十一日)には、次のような注目すべき記事がみられる。

右計算等 / 中 (久野注, 損益計算のこと)

営業用ニ引去リタル分(久野注、「営業用戻シ入」3,000円、減価償却費のこと)ハ本支店家屋建築ノ費用十六万二千二百円ノ元入ニシテ此元金ハ素ヨリ不動ノ財産ニ候得共其年月ヲ経ルニ従ヒ自然損傷スヘク随テ価格モ低減スヘキニ付第二集会ニ於テ演述シタル通り追追利益金ノ内ヨリ之ヲ引去リ営業用元高ヲ減少可致旨取締役之ヲ決議シ向後毎半季多少其高ノ戻シ入可相立見込ニ候

営業用の家屋に対する「支出額」(outley-cost) 162,200 円というこの「営業用元高」について、毎季に「多少其高ノ戻シ入」をしようという、つまりその「費用化」(allocation of outley-cost)をしようというのである。この償却観は正統である。「営業用戻シ入」3,000円という用語法は、「減価償却費」3,000円という用語法よりもよほど適切である。

「価値の減少を償う」というよりも「営業用元高,すなわち営業用の固定資産への支出額つまり投下原価額の一部を費用に戻し入れる」という認識が、より正統であることはいうまでもない。ただしこの場合、「利益金ノ内ヨリ之ヲ引去リ」とある点が多少とも問題である。端的にいえば、「費用計上による償却」か、それとも「利益金処分による償却」か、である。同行が減価償却を実施したのは、次回の第五回決算からであった。

第五回決算 (明治八年下半季)で、「半季利益金割合報告」の借方側の「支店雑費」の次に、大科目として「営業用戻シ入」13,500円を計上し、同時に、「半季実際報告」の借方側の「株主ョリ借」(資本勘定)の内訳科目として「営業用戻シ入」13,500円を報告している。前者は、「損益および利益金処分(提示)結合計算書」に費用計上したのであり、後者は、「利益金処分前貸借対照表」の資本の部に同名称の科目で報告されている。後者の場合では、厳密にいえば、報告場所は不適切であるが、その内容からいえば、「減価償却引立金」とみるよりは、むしろ、「減価償却引

当金」(減価償却累計額) とみるべきであろう。 いい換えれば、このケースは「間接償却法」 の採用に準ずるとみたい。

ついで、第六回決算(明治九年上半季)では、一転して「直接償却法」となっている。 15,000円を費用計上するとともに、「株主ョリ借」の内訳科目から「営業用戻シ入」が消え、従前に戻って、「株金」・「貯蓄金(久野注、積立金)」・「滞貸抵当」となった。

さらに、第七回決算(明治九年下半季)でも 同様であったが、科目名が変更され「営業用 家作及家具代之内償却」となる。ここでは 「消却」ではなく「償却」となっている。金 額は 21,400 円であり、同様に「直接償却法」 である。

第八回決算(明治十年上半季)から変化が起こり、ひとつの「定型」が確立する。この時期は、まさに、国立銀行の改正「法定雛形」が制定された明治十年六月であった。「所有物消却」、「役員賞与金」、「後半季繰込滞貸準備」の三項目が、大蔵大臣の要認可項目となったのである。なお、この「後半季繰込滞貸準備」は、洗替方式による「貸倒引当金繰入」である。かくして、「半季利益金割合報告」の構造は、次のように定型化されることになった。

太い線で囲んだ部分が大蔵大臣の要認可項目である。「純利益」という名称の「処分可能利益金」の処分について大蔵大臣の認可が必要なことはもとより、「所有物消却」等の三項目が新たに大蔵大臣の認可を要すること

総	益	金	233•338•560	損失並ニ諸費	79•733•122
哥 :	半季 利益	益 金	153•605•438	所 有 物 消 却 役 員 賞 与 金 後半季繰込滞貸準備	10·200· 21·800· 70·000· 144·071·277 15·000·
1 ""	半 季 繰 基季繰越滞貨	逑 高 準備	22·465·839 70·000·	割 賦 金 後半季繰込高	

借方		第一	国 2	立 銀 彳	f 斗 	李多	と 際	報告				貸方
换	英	金 千百十万千百十 円	類	数 千百十万千百十 円	8 1	换		¥	金 千百十万千百十		₩ 子百十万千百十 円	8+
	 ☆二七八八三七七 三八二六四五六-		九三八四九九	三五九〇八二八		紙幣抵当公債 公債証書有高 好借金抵当 其 当 座 預 金 貸 組 金 員 金 員 金 員 会 員 会 員 会 員 会 員 会 員 会 員 会 員			一四一九五三-	七二一五	二四〇八四五三	七三
在 九、一、九、一、九、一、九、一、九、一、九、一、九、一、九、一、 高 高 大		一七五二四	四〇八四一五八四一五八四一五五八四一五五五		五九七	期限通貨付金 代金取立手形 公債正書買入 為替貸	元 他店へ貸 補正粉定 銀行所有物		八五二六八七	L四四六 〇七九 七三四	一八七七五七四 三二四四九 六九六七	- ۲۰
地位	り度	二五〇〇〇〇〇 四九四九十 九五〇〇〇 一三五〇〇	二七六	二六五七九九七		家作土蔵 什器 御用預金 金貨	二六四二 五二〇 九八	- 七四三〇五 〇三 六五 八三 四五 三八〇〇三	一五四六一四-	九三八四一七		
通 <u>納 益</u> 別段積立金 割賦金 授半季繰込	金	一三九七才 一〇三五〇〇 二一〇八四	七二五		三八八	**		3t			八三五七一二三	

			瓡	NE.	ät			金	额	粒	-
摘	要	千百十万千	百十円	千百十万千百	+19	摘	要	千百十万千百	计円	千百十万千	百十円
本 店 由 有	A.	-0 -0 79	□	九二二	-六三C	前半季接触 木 店 主		五二/八五元 八五元 二五元	三六二十 四三二一四 二二一四 一二二一四十 二二一二 二二一八 二二一八 二二一八		元三二
聚活动 文店 推引 文店 推升 计器	-	× ==		一九一	七二四ナ	季教料 公債提票表頁利益 总包含表了 交換網 交換網 等 会 表 等 等 等 等 科 受 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表		空	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	五七	==/
営業用戻シ 踏 紙 当 9 利戻抵当 帯饮私当 支払未済利息紙当 <u>賃 与 9</u> 本文店役員賃与	<u> </u>			九五〇	00	前半季繰越密が	(改当				200
養引純益金 比較総計 別段積立金	计五円七十五 章	-E -OE	九七九七 Ξ ፷○○	二六六〇 一三八五 六四〇四六	===	比較総計				쁘○깯	大王

第一国立銀行半季利益金割合報告

_	借方										贷方
9	擦	*	会	颔	総	21+	抽要	金	類	龙	7+
月 1000年7月三十二日			十万千百十円		百十万千百十円		м х	十万千百十円		百十万千百十円	
	総益	±		İ			損失並紧養				
ļ ļ	付金利息		一三四九六一	四八九			預金利息	五九四三二			
	公債証書利息		五四八四四	==0			手数料	=#0	二五一		
31	131		-0-0	K-O			交換打步	四一二六	二五四		
₹	数料		一三六六五	四二九			給料	七七九〇	##O		
赭	公债証書売買	*	九一七五	OEV			旅費	#EE	八五〇		
地	金銀売買益						端 規	一三二四	一七八		
交	换打步		一〇三六一	三六五			営繕	二七六	O/=	:	
A	数		六二二	五六五			耕損	三九六	七九六		
雑	益		八六九七	八三四	ニヹヹヹヹヽ	五六〇	維費	五五七五	OME	七九七三三	-==
							章数	^			
同	前半季繰越	<u>高</u>	二二四六五	八三九	二二四六五	八三九	所有物消却	0=00		-0=00	
反配	前半季繰越帶生	艾準備	(£0000)	(±0000)	<u>役員賞与金</u> 後半季繰込滞貸準備	=-100		=-100	
支							純 益 全	(£0000)	(±0000))
2							模立金	-±000			
永							割賦金百円ニ付七円〇銭 ノ割	-OECCC			
Ħ		j					後半季練込高	-MOt-	二七七	一四四〇七一	<u>=</u> tt
X					二五五八〇四	三九九				二五五八〇四	三九九
t					(三二五八〇四	三九九)				(三二五八〇四	三九九

になり、大蔵省の監督権限は一層強化されることになった。

また、これまでは、「営業用戻シ入」、「営業用家屋代価戻シ入」あるいは「家屋建築入費戻シ入」等が用いられてきたが、この第八回決算以降は、「所有物消却」となった。

参考のために,前頁と本頁上段に第一国立銀行の第五回決算(明治八年下半季)の『両報告』と第八回決算(明治十年上半季)の「半季利益金割合報告」を掲示する。

第四国立銀行の場合でも,第一国立銀行の場合と同じく明治八年下半季から減価償却を始めている。同行の第四回決算である。これはおそらく偶然の一致ではあるまい。両行の減価償却の実施は,おそらく大蔵省当局の通達・指導によるものと思われる。ちなみに,当時の国立銀行は,第一,第二,第四および第五の4国立銀行だけであった。

横浜正金銀行の前記の「明治十三年・両報

告」では、「半季実際報告」の貸方に大科目として「銀行所有物」34,688円42銭が、また内訳科目として「地所」・「家作土蔵」「什器」がそれぞれ報告されており、「半季利益金割合報告」の貸方に「所有物消却」2,500円が計上されている。

日本郵船会社の「第一回報告」では、「日本郵船会社損益勘定表」という名称の「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」の「支出ノ部」の末尾は、次のとおりである。

差 引 益 金	円
減 価 引 除 金	400460 • 362
保 険 積 立 金	197553 • 148
大修繕 積 立 金	118531 • 887
配当金(年八朱ノ割)	880000 • 000

この「減価引除金」は、農商務省からの 「命令書」により、一年につき各船代価の 100分の5を引き除くことになっており、船 舶代価 7,500,708 円 98 銭 6 厘と 小蒸気 倉庫 船 および 艀下船代価 508,498 円 49 銭 8 厘の 5 %相当額である。

利益金処分によるこの「減価引除金」は、 一見すると「直接償却法」のようであるが、 そうではない。処分可能利益金がある限りエ ンドレスに継続していくのである。

このようないわゆる「無期償却法」を改めて、いわゆる「有期償却法」に転じたのは、第十六期前半年度(自 明治三十三年十月一日・至同三十四年三月三十一日)であった。「船価整理金」733,729円68銭8厘を一挙に積み立てるとともに、耐用年数25年(定額償却率・年4%)の減価償却を実施する運びとなった。

5. 諸抵当(引当金)の開設: 「滞貸抵当」・「利戻抵当」・「仕払利 足抵当」(「仕払未済利息抵当」)

第一国立銀行・第一回決算における「半季 実際報告」(明治六年下半季)の貸方側には 「株金」に始まる第四番目の大科目として 「抵当金」が報告されている。その内訳科目 と金額は、次のとおりである。

抵 当 金 滞 貸 抵 当 17930 • 利 戻 抵 当 5000 • 仕払未済割賦金抵当 22.50 仕払未 済 賞 金 26786 • 80 49739 • 30

「半季利益金割合報告」の借方側には、「滞貸抵当」17,930円と「利戻抵当」5,000円とが報告されている。

「仕払未済割賦金抵当」と「仕払未済賞金」とは、それぞれ「未払配当金」と「未払役員賞与金」とであって別段問題はない。問題は残る二つの「抵当(金)」である。まず手始めに、『広辞苑』で「抵当」・「引当」の字義をあたってみよう。

抵当(ていとう) ① 借金のかた 担保

ひきあて

- ② しちもつ しちぐさ
- ③ 抵当権の目的物

引当(ひきあて) ① かた 抵当

② 将来の特定の支出ま たは損失のために資 金を用意すること

字義的にみても,「抵当」と「引当」とは, 殆ど同義であるとみてよい。

ここでいう「滞貸抵当」とは、「貸倒引当 金」と「貸倒引当金繰入(貸倒引当損)」との 両義に使い分けられている。「半季実際報告」 の場合は前者であり、「半季利益金割合報告」 の場合は後者である。

しからば、「利戻抵当」とはなにか、この項目の実態を解明するには、これに類似の項目、たとえば後にでてくる「仕払利息抵当」・「仕払未済利息抵当」のような項目が、「会計報告書」のどの区分に報告されているかを慎重に検討することが大切である。さらに、資料調査の範囲を広げて『決算公(広)告』を調べることにしよう。

第一国立銀行の場合,その他の国立銀行も同様であるが,大蔵省ならびに株主総会に提出の「半季実際報告」・「半季利益金割合報告」と,新聞(久野注,この調査では「東京日日新聞」)に公告の「総勘定」・「差引表」とでは,様式,用語および構造等で異なる二元的な財務諸表体系となっていた。「抵当金」についても事情は同じである。

「半季実際報告」における「抵当金」の報告位置についてはすでに述べた。公(広)告での取り扱いについてみてみよう。第一国立銀行の場合,第一回決算の公(広)告はしていないので、その第二回決算について検討する。「利戻抵当」5,000円は縦書き様式の「総勘定」の(右公借全数)のグループに含まれている。この(右公借全数)とは、甚だ解りにくいネーミングであるが、「株主以外の一般からの借り」という意味、要するに「負債の全体」という

ほどの意味である。つまり(負債の部)ということである。他方、「滞貸抵当」17,930円は(右株主へ借)のグループに報告されている。この場合は(資本の部)ということになる。但しこの『決算公(広)告』の場合では、「滞貸抵当」という名称ではなく、「東京日日新聞」の紙面には「滞貸予備」とある。これはおそらく「滞貸準備」のミス・プリントであろう。ちなみに、明治十年六月改正の「法定雛形」では「滞貸準備」となっている。

いずれにしても、『決算公(広)告』の場合 では、「利戻抵当」が負債であり、「滞貸抵 当」ないし「滞貸準備」が資本であるという ことになる。従って、「滞貸抵当」は、「貸倒 引当金」というよりは、むしろ「貸倒積立 金」とみられる。このことは、「滞貸抵当」 (繰入・損)が「利益金処分」ないしそれに 近い方法で処理されているのと辻褄が合う。 しからば、「利戾抵当」とはなにか。第一国 立銀行・第三回決算の「東京日日新聞」・『決 算公(広)告』の紙面をみると、一層はっきり する。(右公借全数)という名称の(負債の 部)に、「利戻抵当」4,000円とともに「仕払 利足抵当」21,000円が報告されている。次の 第四回決算の場合では「仕払未済利息抵当」 80,000円とある。「仕払利足抵当」ないし 「仕払未済利息抵当」とは, 「支払利息」と いう費用の追加分として の「未払利息」(負 債)であり、「利戻抵当」とは、「受取利息」 という収益の控除分としての中性的収入たる 「前受利息」(負債)である。

いうまでもなく,「現金主義」による「受・ 払利息」を,「発生主義」の それに 切り替え ているのである。

同行の第五回決算(明治八年下半季)になると、後述する「補正勘定」の方式を採用することになる。未収・未払・前受・前払の利息・手数料等には、この「補正勘定」が適用され、「発生主義」の 損益計算の 体制は一段と強化 される。ただし、新聞紙面の『決算公

(広) 告』では、この「補正勘定」の方式(項目)を採用せず、また、「抵当」という用語も使われていない。「受取未済ノ利息(足)及手数料」あるいは「仕払未済利息(足)」となっている。このほうが一般人に解りやすいことはいうまでもない。まことに周到・適切な配慮である。

6. 「偶発債務損失引当金」の開設

「偶発事象」(contingency) にかかわる会計問 題としては、 たとえば 偶発債務 (contingent liabilities) のような項目について、その存在 それ自体をどのような形で「会計記録」に 止めるかという課題と、財務諸表を通じてど のように「開示」(公開) するかという課題と がある。前者の場合では、さらに「総勘定元 帳」(general ledger) による会計管理方式を とる場合と、「補助簿」の 備忘的記録に止め る場合とがある。 いわゆる "general ledger control system"「総勘定元帳管理方式」を 採用する場合では、周知のように、対照勘定 を採用して複式記入をすることになる。ま た,かかる「偶発項目」によって,将来起こ る可能性のある「偶発損失」にどう対応する かという問題がある。この問題は、「偶発項 目」それ自体の「記録」・「報告」の問題と は, 明らかに次元を異にしている。

現今の銀行会計では、「偶発債務」については、「総勘定元帳管理方式」をとっており、「銀行法施行細則」では法定大科目として「支払承諾見返」・「支払承諾」の対照勘定を用いている。貸借対照表の借方(資産の部)・貸方(負債・資本の部)にそれぞれ報告されることはいうまでもない。一般の企業の場合のような脚注による開示ではない。

「偶発損失」に対する会計的な対応はどうか。現行の「企業会計原則」では、「債務保証損失引当金」を例示し、さらに[注 18]では、「発生の可能性の低い偶発事象に係る費

用又は損失については、引当金を計上することはできない」と述べている。その反面解釈では、「発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合は、偶発損失について引当金を計上することができる」ということになる。発生の可能性が低い場合は、「利益金処分」によって「偶発損失積立金」を開設する以外に方法はない。

現行の銀行会計では、「偶発損失」については、引当金対策も積立金対策もとってはいない。

翻って、第一国立銀行・第九回決算 (明治 十年下半季)では、その「半季実際報告」の借 方側の末尾は次のようになっている。

株主ヨリ借	(金 額)	(総 計)
株 金	1500000	
積立金	115000	1615000
受合料積立金		1091 • 994
損益勘定		
当半季利益金	157918 • 398	
前半季繰越高	24071 • 277	
前半季繰越滯貸準備	70000	251989 • 675
		6199098 • 965

「株主ョリ借」は、いうまでもなく「資本勘定」である。「損益勘定」とあるのは、今日の用語でいうと「当期未処分利益(金)」ないし「未処分利益類余金」(Unappropriated Earned Surplus)である。

しからば、「株主ョリ借」と「損益勘定」との中間の位置に報告されている「受合料積立金」とはなにか。「株主ョリ借」のグループの「積立金」とは、明らかに区別してある。「積立金」とは別のものなのである。「積立金」115,000円は、前回の利益金処分としての15,000円を前回までの積立額100,000円に加算した額である。前回の利益金処分の内容は、前記の積立金以外に割賦金(配当金)105,000円と後半季繰込高24,071円27銭7厘であり、上記の「前半季繰越高」24071・277と符合する。ということになると、「受合料

積立金」1,091円99銭4厘はどうなるのか。 利益金処分でないとすれば、費用計上により 開設された貸方項目で あると みる ほかはな い。この場合の借方の費用項目、たとえば 「受合料積立金繰入」もしくは「受合料積立 (引当) 損」1,091 円 99 銭 4 厘 は,「半季利益 金割合報告」の 何処 を 探しても みつからな い。費用の大科目「損失並諸費」の内訳科目 のうちで、内容のはっきりしないのは、「雑 損」20円と「雑費」9,951円89銭3厘であ る。先の「受合料積立金繰入」は「雑費」に 含まれているとみるほかはない。これ以外に 考えようがない。かくして、「受合料積立金」 は今日いう「引当金」の一種とみられる。 「株主ヨリ借」のグループに含まれていない のは、至極もっともであり当然である。

次回の第十回決算 (明治十一年上半季) では, 「請(受)合料積立金」は「半季実際報告」の 負債の部に姿を現わす。引当金たる性格は一 層はっきりしてくる。次のとおりであった。

借方

摘要	金 額	総計
政府ヨリ借(内訳省略)		2358384•496
人民ヨリ借(内訳省略)		4281265 • 051
請(受)合料積立金		2184 • 137
他店ヨリ借		128060 • 595
補正勘定		
株主ヨリ借		
株 金	1500000	
積立金	130000	1630000
損益勘定		
当半季利益金	190419 • 620	
前半季繰越高	28889•675	
前半季繰越滯貸準備	70000	289309 • 295
		8689203•574

「請(受)合料積立金」2,184円13銭7厘は、 (資本の部)に報告されてはいない。これは 確かである。「人民ョリ借」と「他店ョリ借」 との中間であり、明らかに(負債の部)であ る。「引当金」であるとすれば、果たして何の引当金か。

「第九回 半季実際 考課状」の「営業事務ノ 事」の一節にいう。

各商業上ニ必須ナル受合状及巡回手形ト 称スルモノ未タ之ヲ設ケサルヲ以テ当銀行 ハ其例規ヲ設立セリ而シテ衆人未タ十分ニ 之ヲ膾炙セスト雖モ漸時以テ施行スルニ至 レリ

右受合状ト称スルモノハ当銀行ノ本支店 又ハ其「コルレスポンデンス」ノ約定アル 地方ニ旅行セント欲ル人ニ在テ通貨携帯ノ 労ヲ省カンガ為メニ之ヲ銀行ニ預ケテ其受 取リタル受合状ヲ取リ之ヲ携ヘテ其地方ニ 到リ逆為替ヲ組ミ其金額ヲ受取リ得トニ ノナリ 又巡回手形ハ当銀行ノ本支店「コルレスポンデンス」ノアル所ハロレ ノ地方ヲ論セス随意ニ其金額ヲ受取ヘキモノナリ且此受合状ハ銀行ニ於テ充分信任ス ヘキ人ニ在テハ或ハ現金ヲ預カラスシテ之ヲ発付スル事アリ

つまり、「受(請)合状」・「巡回手形」とは、 旅行信用状 (travellers L/C)・巡回信用状 (circular L/C) のことであり、この種のクリ ーン信用状を逆為替信用状ともいう。

そこで、「受(請)合状積立金」とは、かかる逆為替信用状の発行によって得られる銀行の「手数料」ないし「保証料」という収益とともに、かかる保証業務によって将来発生する可能性のある「偶発保証損失」(久野注、発生の可能性が高く、かつ、その金額が相当程度確実にみこまれる偶発保証損失)に備えるための「偶発債務損失引当金」であると考えられる。かかる「偶発保証損失」は、いかなる場合に予想されるのか。逆為替信用状の交付に際して、あらかじめ「通貨ヲ銀行ニ預ケ」させていれば問題はない。「現金ヲ預カラスシテ之ヲ発付スル」ような場合が、問題なのである。

7. 「補正勘定」の経緯: 発生主義から現金主義へ

第一国立銀行が大蔵省に提出した「半季実 際報告」と「半季利益金 割 合 報 告」あるい は,「東京日々新聞」の紙面に公(広)告した 「総勘定」と「差引表」にみられた「利戻抵 当」、「仕払利足抵当」、「仕払未済利息抵当」 等については、第五回決算(明治八年下半季) になると、これらに替って「補正勘定」が登 場する。大蔵省に提出の『両報告』ではこの 補正勘定方式によることになった。しかし, 『決算公(広)告』の場合では、「補正勘定! を採用せずに、また「抵当」という用語もや めて, 新聞を 見る人々に 一層解り やすく, 「受取未済ノ利息及手数料」とか「仕払未済 利息」のような科目となった。いうまでもな く, 前者は「未収利息・手数料」であり, 後 者は「未払利息」である。

第一国立銀行で始まった(久野注、おそらく大蔵省の指示で試験的に始められたものと考えられる)この「補正勘定」は、明治十三年十二月に改正の「国立銀行報告差出方規則」によって、その他の国立銀行でも採用されることになった。さらに、国立銀行以外でもこの方式が採用された事例がある。この経理方針は、大蔵省の銀行課「第一次報告」・第七款「資産負債ノ事」の次の記事に明らかである。

「補正勘定」ナル者ハ半季決算ノ時ニ限リー時之ヲ設クル者ナリ仮令ヘハ六月三十日ニ於テ定期預金ノ満期ニ当リ其元利ヲ返済スヘキニ実際ノ都合ニ依リ未タ之カ仕払ヲナサズト雖モ其利息ノミハ既ニ仕払ヒシモノトナシ貸方利息勘定ニ現ハレ借方ニ於テ補正勘定ノ目ヲ設ケ其金額ヲ記入スルナリ又貸方ニ該勘定ノ設アル後半季ニ於テ収ムヘキ公債証書利息ノ内秩禄公債ノ如キ後

半季ニ於テ利息ノ交付アルモノ其前半季中 ノ月割ニ依ル金員ヲ予メ収納セシモノトナ シ仮ニ借方利息勘定ニ掲ケ以テ前後両季ノ 利息ヲ平均ナラシムルモノナリ

この記事中に、仕訳に関わる説明があり、「貸方利息勘定ニ現ハレ」とか「借方ニ於テ補正勘定ノ目ヲ設ケ」とあるのは、すべて「現金式仕訳法」(cash journal system)を予定した説明である。『銀行簿記精法』以来、銀行の「日記帳」・「増補日記帳」および「母締帳」は、すべて「現金式仕訳帳」である。「日記帳」と「貸方」とは、すべて現金勘定を主格とした貸借である。「日記帳」の借方側に仕訳されている科目は、現金勘定・借方の相手科目つまり「貸方科目」である。

従って、「貸方利息勘定=現ハレ」とあるのは、「貸借式仕訳法」で示すと、次のような仕訳に相当のものである。

(借方)利息勘定 ××× 補正勘定 ×××(支払利息)(未払利息)

また、「公債証書利息ノ内 云々」と あるのは、次のような仕訳である。

 (借方)
 (貸方)

 補正勘定
 ×××

 (未収利息)
 (受取利息)

 (借方)
 利息勘定
 (貸方)

 費用
 収益

 現金支払分
 現金収納分

 補正勘定分
 補正勘定分

以上の記事では、「補正勘定」の範囲は、「未収・未払」の「利息」に止まっているが、「補正勘定」の取り扱いの範囲はさらに拡大されており、「見越計算」に止まらず、

「前受・前払」の「繰延計算」に及んでいる。また、「利息」に止まらず、「手数料」等の「損益項目」に及んでいる。第一国立銀行の第六回決算で、「受取未済ノ手数料」がみられたことはすでに述べた。

国立銀行の会計実務は、特にその財務諸表制度の側面に際立った「先進性」を示した。 大蔵省並びに株主総会に提出の「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」とがそうであったし、「東京日々新聞」あるいは「銀行通信録」にみられる多数の国立銀行の『決算公(広)告』の実況も、然りである。繰り返していうようだが、そのレベルは極めて高い。

「会計記録」の技法、その簿記の記帳システムをみても、当時の簿記書からは完全に隔絶した高いレベルを示した。その象徴ともみるべきものは、明治十年代にはほとんど完成したといっても過言ではない「三伝票制」である。ベニス式といわれた「単一仕訳帳制」(特に、三主要簿制) はもとより、「複合(分割)仕訳帳制」をもはるかに凌ぐこの会計伝票制は、ごく最近まで大筋は変らず引き継がれた用されてきた。今や廉価・高性能のパソコンによる「EDP会計」の時代がきたが、入力に「三伝票」が使われていることは、周知のところであろう。

「会計処理」の側面においても、これまでみてきたように、わが国の先駆的株式会社の場合、その創業時の当初から「発生主義」損益計算への指向が顕著に見受けられた。ところが、銀行会計に関する限り、国立銀行の初期にみられた「発生主義」は、いくばくもなく「現金主義」へ後退してしまうのである。その後、一旦は「発生主義」損益計算の本道に立ち戻るのであるが、大正五年以降、再び「現金主義」に逆行するという有様であった。再転して「発生主義」に立ち戻ったのは、ようやく昭和三十七年のことであった。

明治十五年一月九日の 大蔵省の 通達は,

「補正勘定」ら経理方式の廃止を命ずるものであった。「銀行局第四次報告」(64頁)は、その間の事情を詳細に述べている。

当時銀行ノ事業タル草創ノ際ニシテ未タ 至当ノ利益ヲ収得シ能ハサルトキナルモ世 上一般ノ利息ハ益々騰貴スルノ勢ナルニョ リ株主ニ於テハ可及的配当ノ多額ナルヲ熱 望スルノ情勢アルハ人情ノ免カレサル所敢 テ怪ムニ足ラスト雖モ銀行ノ役員ニ於テハ 事業ノ進度ヲ量リ以テ其出入ヲ計較スヘキ 者ナルニ却テ其名利ニ心酔シ故ラニ術策ヲ 構へ多額ノ純益ヲ現ハシ相当ノ配当金ヲナ シ以テ株主ノ歓心ヲ博セントスルモノ多キ カ如シ其術策タル半季決算ノ時ニ際シ貸付 金等ニシテ未タ数月ヲ経サレハ其返期ニ至 ラサルモノヲ其利子ヲ予算シ以テ其季ノ収 益ニ加へ其甚シキニ至テハ期限後数月ヲ経 過シ反弁ノ途既ニ絶タル滯貸金等ノ利子ヲ 積算シテ彼ノ「補正勘定」ニ振替収益ニ立 ル等其弊害一ニシテ足ラス終ニ簿記上必要 ナル勘定ハ却テ大害ノ媒介トナルニ至レリ (中略) 其弊害ハ全ク補正勘定ノ性質ヲ解セ ス否解スルモ故サラニ其勘定ヲ濫用スルコ トニヨリ生スルモノナリ今敢テ損益決算ニ 至簡至便ナル「補正勘定」ヲ是非スルニア ラスト雖モ其事実ノ不正ヲ防カン為メ当分 ノ内銀行帖簿上ニ於テ該勘定ヲ廃止セシム ルニ如カス因テ十五年一月九日ヲ以テ該勘 定ヲ廃停シ自今実際出納セシ損益ヲ以テ決 算ヲ為スヘキ旨ヲ達セリ

つまり, こういうことであった。

「補正勘定」が 簿記上必要なことは, いうまでもないのであるが, 創業間もない国立銀行が, 未だ十分な利益をあげられないのに, 一般の金利が高騰していることもあり, 株主になるべく多くの配当をしてその歓心をえようとするため, 利益金を多額に計上するための術策として, ①決算時に期限のきていない

貸付金等についてその利息を見積ってその期 の収益にくわえる。②滞貸金の利息を見積っ て補正勘定に振り替えて収益にたてる。

以上の①と②の主旨説明に関連して、ここ で是非とも指摘しておきたいことがある。次 のとおりである。②の会計処理の不当なこと は論を待たないが、①の非難は見当違いであ る。「権利義務確定基準」(obligation basis) の場合であれば、①の元利を受領する約定日 の到来が必須の要件となろうが、収益の認識 について「生産進行基準」の適用を考慮すれ ば、「決算時に期限の きていない 貸付金等に ついても」、時間の経過とともに着実に発生・ 累積している その期 の 発生利息分を 見積っ て, その期の損益計算上の収益として計上す べきであり、これは「実現主義」の例外とみ てよい。②の場合は、元本それ自体の回収が できかねているのであるから、当然に利息分 も未回収となっており、その未回収の利息分 を「発生主義」損益計算における「未収利 息」と認識することは、明らかに不当であ る。①の場合の「未収入の利息」と、②の場 合の「未収入の利息」とは、明確に区別して 認識すべきである。上記のような認識の混乱 がもたらした禍根は、近年の銀行会計にまで およんでいる。

このようないきさつがあって、「簿記上必要ナル勘定ハ却テ大害ノ媒介トナルニ至」るというのである。そこで「補正勘定ヲ是非スルニアラスト雖モ」、現に起こっている不正を防止するため、「当分ノ内」、「該勘定ヲ廃止セシムルニ如カス因テ十五年一月九日ヲ以テ該勘定ヲ廃停シ」、「実際出納セシ損益ヲ以テ決算ヲ為スヘキ旨ヲ達セリ」とある。

文意から すれば、「補正勘定」の 一時的な「停止」の措置ともとれるものであったが、その後の経緯は、「現金主義」損益計算 の 体制がますます強固になっていったのである。

ただここで、特に注意すべきことは、その 後の経緯は暫くおくとして、「補正勘定ヲ是 非スルニアラスト雖」、「当分ノ内」、「該勘定 ヲ廃停(廃止ではない。むしろ停止)セシムルニ 如カス」とある点である。「発生主義」損益 計算への指向は、当初から明確であった。し かるに、その後の銀行会計は、大蔵省当局就 「実際出納セシ損益」、すなわち「現金主義」 損益計算の指導方針を 永く 堅持したがため に、銀行の損益計算の実務は、滔々として「現 金主義」に偏向していくのである。挙句の果 てには銀行会計の専門家と自称する連中まで が、「現金主義は銀行会計の生命線である」と か、「発生主義会計は邪信である」とかいう馬 鹿げたことをいいだす始末となるのである。

銀行決算の現金主義体制が確立していった 過程の中で、大正五年六月「銀行条例」の最 後の改正・施行に際して、まったく同様の命 題が蒸し返されることになり、それを契機と して、現金主義の体制は一段と強化されるこ とになった。その事情は次のとおりである。

当時,東京銀行集会所が編集した「説明会」の『質疑応答速記録』から関係個所を抜書しておこう。質問者は第一銀行,応答者は青木銀行課長外一名である。

質 疑 応 答

- ○答(菅谷属) 唯今ノ御話ノ御趣意ハ斯ウ云 フ御趣意デアラウト御察シ申シマス。期限 ノ到達シタ未払ノ利息ヲ負債ノ方ニ立テル 以上ハ、資産ノ方ニモヤハリ期限ノ到達シ テマダ取立ヲ了セヌ利息ヲ資産ノ方ニ掲ゲ テ然ルベキデアルト云フヤウナ風ナ御趣意 デアラウト思ヒマス。ソレハ 理論トシテ ハ、既ニ期限ノ到達シタ利息ハ、ヤハリ債 権トシテ計上シテ差支ナイト云フコトニナ ルカモ知レヌト思ヒマス。併シ未収利息ト 云フモノノ主ナルモノハドウ云フモノデア ルカト云フト, 滞貸金ノ利息ガ未収利息ノ 大部分ヲ占メルト思ヒマス。中ニハソレハ 一日二日ノ事デ払ヘルト云フモノモアルカ モ知レヌト思ヒマスガ、併シ未収利息ガ溜 ツテ来ル主ナルモノハ, 滞貸ニ附属スル利 息デアルト思ヒマス。其利息ハ理屈上カラ ハ債権カモ知レヌ。併シ此債権ハ終始銷却 シテ参ラナケレバ実価ノ有ル債権デハナイ ト思フノデアリマス。シカシ其銷却ノ手続 ハ怠り易イモノデアリマシテ之ヲ資産ニ計 上シマスルノハ銀行ノ確実ヲ保ツ上ニ於テ 穏当デナイモノダラウト思ヒマス。ソレデ アリマスカラ, ソレハ歓迎ハシマセヌノミ ナラズ, 書式 (久野注, 銀行条例 施行 細則附 属雛形) ニハソレデ出シテ居リマセヌ。
- ○問 唯今ノ滞貸ノ場合ノ利息ト云フモノハ 書イテハイカヌト云フ御考ハ御尤ダラウト 思ヒマスガ、シカシ営業期ノ満期ト云フノ ハ大抵六月三十日トカ十二月三十一日ト云 フコトニハナツテ居リマスガ其場合ニ僅カ ドウカシタ場合デー日二日ノ相違ト云フコ

○答(青木課長) 唯今第一銀行ノ御尋ネニナ リマシタコトハ誠ニ御尤デアルト思フノデ アリマス。唯ダ申上グルマデモゴザイマセ ヌガ,銀行条例ニ致シマシテモ,又施行細 則ニ致シマシテモ、総テ是等ノ様式ト申シ マスルモノハ、日本全国総テノ銀行ニ適用 セラルベキモノデアリマシテ、此条例ノ適 用ヲ受ケマスル銀行ニハ, 余程悪イ銀行モ アルト云フコトハ御考ヲ願ハナケレバナラ ヌト思フノデアリマス。未収利息ヲ資産ト シテ御計上ニナルコトガ悪イト云フコトハ 強イテ申上ゲマセヌ。先程モ申上ゲタヤウ ニ,貸借対照表ニ書キマシタ科目ハ, 之ヲ 以テ大蔵省ハ尽シテ居ルト考へテ居ルノデ ハゴザイマセヌ。類似シタルモノガアリマ スル場合ニ於テハ, 御上ゲニナツテモ差支 ナイト云フコトハ先程モ申上ゲタ通リデゴ ザイマス。大蔵省ハ是ハ従来モ今後モ少シ モ変ラナイノデアリマスガ、未収利息ト云 フモノヲ資産ニ御計上ニナルコトヲ成ルベ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ク止メテ貰ヒタイト云フコトノ方針ヲ採ツ テ居リマスノハ、主トシテ不良銀行監督ノ 趣旨ニ出テ居リマスルノデアリマシテ、不 良銀行ニ於キマシテハ、ソレハ成程法律上 ノ弁済期ハ到達シテ居ルニ違ヒナイト思ヒ マス。シカシナガラ全ク取レル見込ノナイ

ヤウナ金額ヲ未収利息トシテ計上致シマシ テサウシテ資産ヲ膨ラシテ配当ヲスルト云 フヤウナコトガ屢々アルモノデアリマスカ ラ、サウ云フモノヲ恐レマスルガ故ニ大蔵 省ハ従来未収利息ト云フモノハ成ルベク貸 借対照表ニ御出シニナラヌコトヲ希望スル ト云フコトヲ一般ニ申上ゲテ居ルノデアリ マス。確実ナル銀行ニ於カレマシテ確実ニ 取レル所ノ見込アル未収利息ヲ御出シニナ ルト云フコトニ附キマシテハ、大蔵省ハ少 説ノ诵リ.私モ左様ニ考ヘルノデアリマス。 唯ダ大蔵省トシテ未収利息ト云フモノヲ書 ク方が宜イノデアルト云フコトヲ,-日本全国ニ行豆ルヤウ申上ゲルコトハ不良 銀行ヲ監督スル上ニ於テ悪影響ヲ及ボシハ 蔵省ハ従来モ今後モ同ジヤウニ,未収利息 ハ成べク御書キニナラヌヨウニ願ヒタイ, ノ銀行ニ於テ御決定ヲ願ヒタイト思フノデ アリマス。

未収利息問題をめぐり、まことに興味ある やりとりである。

8. 銀行会計における現金主義の伝統とその改正:再転して発生主義へ

銀行会計でいう所謂「未収入利息不計上の原則」の伝統は、長年月にわたって堅持・強化されてきた。しかも、「受取利息」(収益)の側面に止まらず、収益・費用の全般にわたって「現金主義」が浸透し徹底した。文字どおり「実際出納セシ損益」をもって決算を行うという体制が確立したのである。

いささか 私事で 恐縮であるが 申し述べたい。昭和 20 年代の末の 頃で あったろうか、当時銀行簿記・会計の調査をしていて、この「実際出納セシ損益」による決算を実際に見聞した。我が目を疑うばかりであり、誠に信じ難いことであった。意を決して「論文」なるものをものして、金融雑誌「バンキング」に発表したが、その筋からはなんの音沙汰もなかった。すぐ後になって解ったことだが、「実際出納セシ掲巻」による独質の方針、当

「実際出納セシ損益」による決算の方針,当 初大蔵省の指導によって始まったこの実務 は、銀行会計の実務に定着したのみならず, 次の一連の大蔵省・銀行局(蔵銀)通牒によっ て、一貫して堅持されていたのであった。

昭和26年3月

蔵銀第 1010 号 「決算経理の基本原則」 昭和 28年 3 月

蔵銀第 1084 号 「決算経理の基本原則」 昭和 37 年 7 月

蔵銀第 1462 号 「経理方式の改訂」

その後、会計検査院と国税庁とからの指摘 もあったためか、いささか言い訳がましい次 の通牒がでた。

昭和41年12月

蔵銀第 1638 号

「貸付金 未収利息等 の 経理方式の改訂および これにともなう報告書 類の改正等について」

銀行の貸付金および有価証券にかかる 未収利息については、従来これを一切資 産に計上しないこととし、税務計算上も 暫定的にこの取扱いが容認されてきたと ころであるが、国税庁とも協議の結果、 昭和四十一年度以降の決算においてはこ の取扱いを廃し、原則として発生主義の 経理方式により、回収確実な未収利息は 益金に計上する方式に改めることに決定した。

さらに、昭和42年9月蔵銀第1507号「銀行の経理基準について」(昭和44年3月に一部改正:蔵銀第960号)により、「統一経理基準」が実施され、公正な企業会計の諸原則の適用を強く要請することになり、その結果「発生主義」の決算方式を全面的に採用することとなった。ようやくのことで、どうやらこうやら世間並みというわけである。

いささか旧聞に属して申し訳ないが、会計 上は大切なことなので、ここで、もうひとつ だけ敢えて申し添える。上記の昭和41年12 月「蔵銀第1638号」の頃でも、銀行会計の テキスト並びに 実務では、「利息等を 受け取 るべき約定日が到来して、なお未収納である 未収入の利息」と「約定日は到来していない が、それに先立つ当期の決算日までの間に発 生し累積している未収入の利息」との両者の 区別がはっきりしていないのである。会計学 の常識では、いうまでもなく後者が本来の 「未収利息」であり、この類いのものを「未 収収益」という。そして、かかる収益の認識 基準 の こ と を「生産 進行基準」(production basis in process)という。「生産進行基準」は 「実現主義」の例外である。前者は会計学で いう「未収収益」ではなくて「未収金」であ る。「約定日が到来して」ここに「権利義務 関係が確定した」のである。これを「権利義 務確定基準」(obligation basis) という。商品 の場合でいえば「販売」に相当する。この場 合を「販売基準」(trading sale basis) という。 一般にこれが、収益の「発生主義」を制約す る「実現主義(基準) | (realization basis) で ある。「未収入の 利息」という 認識を「まだ 現金で収納していない利息」にまで広げて観 察すると、銀行会計のテキスト並びに実務で は、ごく近年まで「未収入の利息」という認 識で、上記の三者、すなわち、「未収入(未収納)の利息」・「収入すべき権利が確定してなお未収入の利息」・「権利として確定してはい

ないが、時間の経過とともに着実に発生・累 積している未収入の利息」の区別がはっきり 出来ていなかったようである。